

## 加古川市立図書館館内撮影及び取材規程

令和4年3月29日  
教育指導部長決定

(目的)

第1条 この規程は、加古川市立図書館（以下「図書館」という。）における一般個人または団体からの申請に基づき館内撮影及び取材に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 本規程において対象となる施設は下記のとおりとする。

- (1) 加古川市立中央図書館
- (2) 加古川市立加古川図書館

(許可)

第3条

(1) 以下の要件のいずれかを満たす場合に許可する。

- ア 撮影及び取材が、図書館の知名度向上及び利用促進に繋がる場合。
- イ 営利を目的としない個人及び団体の調査及び研究に寄与する場合。

(2) ただし、上記(1)の条件を満たしていても、図書館の事情により撮影及び取材に応じられないと判断する場合は許可しないことができる。

(手続)

第4条

(1) 原則として、本規程で定める「加古川市立図書館館内撮影及び取材申請書」（以下「申請書」という。）を1週間前までに提出すること。ただし、止むを得ず期日までに提出できない場合は、図書館と協議の上、指定した期日までに提出する。

(2) 申請者は撮影及び取材の内容や目的を申請書に明記し、また企画書等がある場合は、合わせて提出すること。

第5条

(1) 撮影時には、来館者の顔が特定されないよう写り込みに十分留意し、来館者に無断で撮影しないこと。

(2) 撮影時には、図書館資料の書影が鮮明に写らないように留意し、また資料の内容については撮影しないこと。

(3) 撮影物の使用により生じる問題は、すべて申請者の責任で処理する。

(4) 撮影及び取材によって得られた成果物は、図書館の許可を得ずに申請書に記載した「使用目的」以外には使用しないこと。

(5) 原則として、撮影及び取材した内容を放送又は出版物等へ掲載した場合は、制作

物1部を図書館へ提供すること。

(その他)

第6条 本規程に定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度協議する。

付則

この規程は、令和4年4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年8月18日から施行する。

この規程は、令和5年4月25日から施行する。